

附属書九（第十一章（金融サービス）関係） 金融サービス

保険及び保険関連のサービス

- (a) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
    - (i) 生命保険
    - (ii) 生命保険以外の保険
  - (b) 再保険及び再々保険
  - (c) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
  - (d) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
- (e) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
  - (f) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

- (g) ファイナンス・リース
- (h) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (i) 保証
- (j) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
  - (i) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
  - (ii) 外国為替
  - (iii) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
  - (iv) 為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）
  - (v) 譲渡可能な有価証券
  - (vi) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (k) 全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(1) 資金媒介業

(m) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(n) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証券を含む。）のための決済及び清算のサービス

(o) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(p) (e)から(o)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）